

- 5. 平等500錢増給.
  - 6. 7ヶ月以上者 = 六月及十二月 = 定期 慰勞金支給.
  - 7. 年2回、定期昇給.
  - 8. 工場、都合 = 依り、臨時休業、場合、  
ハ、日給額支給、7.
  - 9. 残業 = 対スル歩増支給.
  - 10. 此際犠牲者ヲ出サレ7.  
提出..... 10年9月6日
- 
- 5. 下級者 = 対シテハ調査、上昇給スル7.
  - 6. 六ヶ月以上勤続者 = 対シテハ、年  
1回以上、昇給ヲ行フ7.
  - 7. 賞与 = 就テハ、調査、上、現制ヲ改  
訂スル7. (1年以上一般 = 普及、方針)
  - 8. 工場、都合 = ヌル臨時休業.
  - 9. 作業中動力停止 = ヌル時、  
午前中ハ、日給半額、午後ハ、全額.
  - 10. 天変地変若クハ、工場主側、吉凶  
事 = 因ル時、当所 = 臨時機、需置ヲトシ7.
  - 9. 現制承認ス7.
  - 10. 承認ス。 (以上)

要 求 案 10. 8. 9.  
山十製鐵會社. (福岡市 = 日市町)

1. 工場法施行令并ニ是ノ規定ニ基キ  
大正十年一月分ヨリ各貸銀額ヲ決定  
シテ毎朝十五日迄 = 支拂フベシ7.
2. 自今大正九年支給済銀額 = 対シ  
テ割リ増額スルベシ.
3. 職工募集その他出張、時々、在在日当  
者ヨリ、手当金ヲ支給スベシ。規定ニ之ヲ  
毎六月、十二月両方ニ是レヲ7ベシ。規定  
セラルベシ人.
4. 大正十年自一月一日 休業期間 = 就ケル  
係親半減限キ、約束ヲ違ハスベシ行ハコト.

解 決 案 10. 8. 22.

要求 | 解決案  
望まざる者ハ、無事、就業。